

# 資源管理・漁業所得補償対策の概要

## ポイント

- 国民への水産物の安定供給を図るため、計画的に資源管理に取り組む漁業者を対象に漁業共済の仕組みを活用した資源管理・収入安定対策を講じ、コスト対策を組み合わせ、総合的な所得補償制度を構築。
- 漁業共済の対象となっている漁業種類（沿岸・沖合・遠洋漁業・養殖業）を対象。

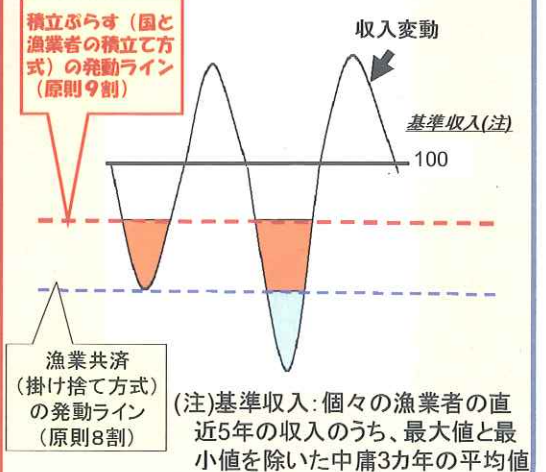
## 資源管理・収入安定対策

### 資源管理への取組

- 国・都道府県が作成する「資源管理指針」に基づき、漁業者（団体）が休漁、漁獲量制限、漁具制限等の自ら取り組む資源管理措置について記載した資源管理計画を作成し、これを確実に実施
- 養殖の場合、漁場改善の観点から、持続的養殖生産確保法に基づき、漁業協同組合等が作成する漁場改善計画において定める適正養殖可能数量を遵守

### 資源管理・収入安定対策を実施

- ✓ 基準収入(注)から一定以上の減収が生じた場合、「漁業共済」(原則8割まで)、「積立ふらす」(原則9割まで)により減収を補填
- ✓ 漁業共済・積立ふらすの仕組みを活用して、資源管理の取組に対する補助を実施。
- ※ 補助額は、漁業共済掛金の30%(平均)、積立ふらすの積立金(漁業者1:国3)の国庫負担分に相当。
- ✓ このほか、積立ふらすの加入要件を緩和



## コスト対策

### 資金の積立

- 漁業者と国が1:1の割合で資金を積立

### 価格高騰の場合に補填

- ✓ 原油価格・配合飼料原料価格が、直前2年間の平均価格の115%を超えた場合、超えた分を補填

